

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年6月2日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 豊田市学校施設個別施設計画改定業務委託
- (2) 業務概要 本業務は、現行の豊田市学校施設個別施設計画が、令和8年度末をもって計画期間が満了することから、第9次豊田市総合計画及び第5次豊田市教育行政計画との整合を図りつつ、「新しい時代の学び」を支える環境整備と安全安心な学校施設の確保、教職員の負担軽減を実現するため、当該計画を改定することを目的とする。
- (3) 履行期限 令和9年3月19日
- (4) 提案限度額 24,000,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすものであること。
  - ・平成28年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請けとして、1件当たりの税込金額500万円以上の下記業務（以下「同種業務」という。）のいずれかの履行実績を有する者であること。
  - ア 個別施設計画策定業務（豊田市公共施設等総合管理計画において公共建築物として区分されている施設に限る。）

- イ 学校再編又は学校施設を含む複合化計画の基本構想又は基本計画策定業務  
(8) 業務担当責任者については、公告日から起算し、継続して3か月以上の雇用があり、かつ平成28年4月以降の同種業務の実績を有する者であること。

### 3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和8年6月2日(火)から同月15日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)  
(2) 交付場所 豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課(東庁舎6階)又は学校づくり推進課ホームページからダウンロード

### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年6月15日(月) 午後5時  
(2) 提出場所 豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課(東庁舎6階)  
E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp  
(3) 提出方法 電子メール、郵送又は持参とする(提出期限必着)。  
(4) 添付資料  
ア 参加表明書(様式1)  
イ 会社概要及び業務実績(様式2)  
過去10年以内の同種業務の実績  
※業務の契約書、仕様書などの写し  
ウ 業務担当責任者の能力等(様式3)  
過去10年以内の同種業務の実績  
※雇用を証明する書類(ただし、健康保険の資格確認書を除く。以下同じ。)、業務実績を証明する書類及び参加資格要件に定める資格証等の写しを添付すること。

### 5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年6月16日(火)  
(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

### 6 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和8年6月15日(月) 午後5時  
(2) 提出場所 豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課(東庁舎6階)  
E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp  
(3) 提出方法 電子メール、郵送又は持参とする(提出期限必着)。必ず回答先のメールアドレスを明記した質問書(様式自由)を作成すること。口頭による質問は受け付けない。  
(3) 回答方法 令和8年6月19日(金)までに電子メールにて質問書の提出者に回答するほか、原則、ホームページ上で公開する。質問者名は公表しない。なお、回答は参加表明者からの質問に限る。

## 7 提案等に関する提出書類

### (1) 提案書（A 3片面3枚以内、様式任意）

ア 紙媒体で正本1部、副本7部を提出すること。

イ 副本については、表紙や目次のほか、本文中にも社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。

ウ 実施方針、本業務への提案や意見、実施体制及び行程計画等について記載すること。

エ 業務担当責任者の同種業務実績のうち、学校施設の個別施設計画の実績を有する場合は、当該業務実績を証明する書類（4（4）ウと重複する場合を除く。）を提出すること。

オ 業務担当責任者が文部科学省又は他自治体が発注する「新しい時代の学びの環境整備」にかかる業務実績を有する場合は、当該業務実績を証明する書類及び業務成果の概要を提出すること。

### (2) その他提出書類（紙媒体及び電子媒体で各1部）

見積書及び積算内訳書

## 8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和8年6月26日（金） 午後5時

(2) 提出場所 豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課（東庁舎6階）

E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

(3) 提出方法 紙媒体及び電子媒体で提出すること（提出期限必着）。紙媒体の提出方法は持参又は郵送とし、電子媒体（PDF等）の提出方法は電子メールとする。

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、電子メール又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

## 9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和8年6月30日（火）午後1時から午後5時までのうち指定する25分間（時間は対象者に後日連絡する。）

(2) 開催場所 豊田市役所 教育委員会会議室（東庁舎6階）

(3) 備考 ア 提出された提案書等に基づき1者25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。

イ 出席者は3名以内とし、説明は業務担当責任者が行うものとする。

ウ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。

オ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

## 10 評価項目及び採点方法

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウ

の採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

- (ア) 事業者の業務実績（30点）
- (イ) 業務担当責任者の業務実績（60点）
- (ウ) 業務体制（10点）

イ 業務実施計画等（70点×5人＝350点）【選考委員評価】

- (ア) 基本条件の整理（8点）
- (イ) 長寿命化実施計画の策定（24点）
- (ウ) 「新しい時代の学び」を支える環境（ハード）整備計画の策定（32点）
- (エ) 工程計画（3点）
- (オ) 取組意欲（3点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴等（100点））＋イ（業務実施計画等（70点）×5人）＋ウ（価格（50点））

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合でも、最低基準点に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。
- (4) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長 教育部 副部長

濱田 孝光

委員 学識経験者

野澤 英希

(愛知工業大学大学院 教授)

企画政策部 資産経営課

課長

西尾 芳高

教育部 教育政策課

課長

青木 伸介

教育部 学校教育課

課長

水野 美和

1.1 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和8年7月1日（水）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

- (2) 契約（予定）日 令和8年8月6日（木）

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定である。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

- イ 見積金額が提案限度額を超える提案
- ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- エ 市が示した条件に違反した提案
- オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
  - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問合せ先】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地  
豊田市教育委員会 教育部 学校づくり推進課  
電話：0565-34-6659（直通）  
E-mail：gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p><b>1 資本関係</b></p>	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合                  (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p><b>2 人的関係</b></p>	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。                  ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。                  (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役                  (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役                  (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役                  (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役                  イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役                  ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）                  エ 組合の理事                  オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者                  (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合                  (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p><b>3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</b></p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

## 豊田市学校施設個別施設計画改定業務委託プロポーザル 評価基準

採点項目	観点	評価基準	採点	
業務経歴等 (100点) 【事務局評価】	事業者の業務実績 (30点)	事業者の平成28年4月以降の業務実績 ・官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たり契約金額500万円（税込み）以上の下記のいずれかの業務 ①個別施設計画策定業務（豊田市公共施設等総合管理計画において公共建築物として区分されている施設に限る。） ②学校再編又は学校施設を含む複合化計画の基本構想又は基本計画策定業務	・3件以上 ・2件 ・1件	30 15 0
	業務担当責任者の業務実績 (60点)	業務担当責任者の平成28年4月以降の業務実績 ・官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たり契約金額500万円（税込み）以上の下記のいずれかの業務 ①学校施設の個別施設計画策定業務 ②学校再編又は学校施設を含む複合化計画の基本構想又は基本計画策定業務	・2件以上 ・1件 ・0件	40 20 0
		業務担当責任者が文部科学省又は他自治体が発注する「新しい時代の学びの環境整備」にかかる業務実績を有している	・2件以上 ・1件 ・0件	20 10 0
	業務体制 (10点)	業務担当責任者又は技術者、その他品質管理体制において、一級建築士の資格保持する者が配置されている	保持している 保持していない	10 0
業務実施計画等 (350点)	基本条件の整理 (8点)	基本方針 ①本市の現状や本業務の目的を的確に捉えた実施方針が示されているか。	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	8 6 4 2 0
	長寿命化実施計画の策定 (24点) 6点×4項目	長寿命化 ①優先度設定、対象施設選定の考え方は適正か。 ②実施方針（対象部位）、バリアフリー及びエコ改修に向けた目標設定の考え方は適正か。 ③老朽化が著しい箇所の対応方針の考え方は適正か。 ④概算工事費の算定、実施スケジュール、財政負担の軽減に資する手法の考え方は適正か。	特に優れている 優れている 普通 不十分	6 4 2 0
	「新しい時代の学び」を支える環境（ハード）整備計画の策定 (32点) 8点×4項目	新しい時代の学び ①本市の実情に合わせた協議検討プロセスや有識者の選定方針が示されているか。 ②整備計画の策定方針の考え方は適正か。 ③既存校の整備パターンの考え方に具体性、合理性、実現性があるか。 ④学校施設管理における課題認識は適切か。	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	8 6 4 2 0
	工程計画 (3点)	・実現性が高く、また、効果的かつ円滑に業務を遂行する工程計画となっているか。 ・市と協議する時期及び期間が適切に設定されているか。 ・教育委員会・学校現場との意見調整を踏まえた工程となっているか。	優れている 普通 不十分	3 1 0
	取組意欲 (3点)	・業務への積極的な提案・意見がなされているか。 ・質疑に対する回答が明瞭で、かつ、業務に対し前向きな姿勢がみられるか。 ・提案者の知見を生かし、本市の実情を踏まえた独自の提案が示されているか。	優れている 普通 不十分	3 1 0
	価格 (50点) 【事務局評価】	価格点=50点×(最低見積金額÷見積提示金額) ※小数点以下は四捨五入		50

※評価点 (500点) = 業務経歴等 (100点) + 業務実施計画 (70点×5人) + 価格 (50点)

(様式 1)

令和 年 月 日

豊田市長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 参加表明書

下記業務のプロポーザルについて、参加を表明します。

令和 8 年 6 月 2 日付で公告のありました下記業務の公募型プロポーザルについて、公告及び実施要領等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

委託名：豊田市学校施設個別施設計画改定業務委託

### 【連絡先】

担当部署：

担当者名：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

### ※添付書類

- ・会社概要及び業務実績（様式 2）  
過去 10 年以内の同種業務の実績
- ・業務担当責任者の能力等（様式 3）  
過去 10 年以内の同種業務の実績

## 会社概要及び業務実績

### 会社概要

- ◆ 社 名：
- ◆ 代 表 者 名：
- ◆ 本 社 住 所：
- ◆ 設 立 年 月 日：       年   月   日
- ◆ 資 本 金：       円
- ◆ 従 業 員 数：       名

### 本業務を担当する営業所、営業所の技術者数

- ◆ 本業務を担当する営業所：
- ◆ 営 業 所 の 技 術 者 数：       名
- ◆ 営 業 所 の 有 資 格 者 数  
     一級建築士                :       名

### 業務実績（次に該当するものに限る。）

平成28年4月以降の官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で、元請として1件当たり契約金額500万円（税込み）以上の下記のいずれかの業務実績を記入すること。

- ①個別施設計画策定業務（豊田市公共施設等総合管理計画において公共建築物として区分されている施設に限る。）
- ②学校再編又は学校施設を含む複合化計画の基本構想又は基本計画策定業務

	業務名	業務概要	発注者	契約金額	契約期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					

注）記載する業務実績を証明する書類（契約書、仕様書等の写し）を添付すること。

## 業務担当責任者の能力等

業務担当責任者情報	
ふりがな 氏名	生年月日： 年 月 日
勤務地 愛知県内 ・ 愛知県外（具体的に： )	
所属・役職	
学歴、職歴、経験年数	
【学歴、職歴】	
年 月	卒業
年 月～	
年 月～	
【経験年数】	
年	ヶ月

注) 雇用を証明する書類等（ただし、健康保険の資格確認書を除く。）を添付すること。

業務担当責任者の業務実績					
平成28年4月以降の官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で、元請として1件当たり契約金額500万円（税込み）以上の下記のいずれかの業務実績を記入すること。					
①個別施設計画策定業務（豊田市公共施設等総合管理計画において公共建築物として区分されている施設に限る。）					
※学校施設の個別施設計画策定業務実績を有する場合は、当該業務を記入すること。					
②学校再編又は学校施設を含む複合化計画の基本構想又は基本計画策定業務					
	業務名	業務概要	発注者	契約金額	契約期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					

注) 記載する業務実績を証明する書類（契約書、仕様書、業務実施体制表等の写し）を添付すること。